

令和2年（2020年）9月16日

各本部員 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応の段階的緩和について

このことについては、令和2年（2020年）8月27日付けで、9月末までは現在の開催制限を維持することをお知らせしていたところです。

今般、令和2年（2020年）9月11日付けで内閣官房より事務連絡があり、県内の感染状況及び専門家の意見を踏まえ、9月19日以降のイベント開催については下記のとおり条件付きで制限を緩和することとしますので、関係機関・団体等に周知いただくようお願いいたします。

記

1 イベント開催制限緩和の条件

収容率および人数上限の緩和を適用する場合の条件を満たし、改定が行われた業種別ガイドラインが順守され、感染防止のチェックリストが公表されている場合に、「2 イベント開催制限緩和の内容及び留意事項」（1）の参加人数を目安としてイベントを開催することができる。

条件を満たしていない場合、従前通り収容率 50%以内かつ上限人数 5,000 人での実施となる。

2 イベント開催制限緩和の内容及び留意事項

- (1) 以下の人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とすること。
 - ① 人数上限については、5,000 人を超え、収容人数の 50%までを可とする。
 - ② 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（大声での歓声等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート等）については 100%以内に緩和し、その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については原則として 50%以内とする。
- (2) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、参加者の把握が困難なお祭り・野外フェス等の開催は、引き続き、慎重に検討すること。なお、開催する場合については、十分な人と人との 間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について中止を含めて慎重に判断すること。
- (3) 参加者がおおよそ把握できる地域の行事（盆踊り等）については、適切な感染防止策を講じたうえで実施すること。
- (4) 全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者等は、県に事前相談すること。

(添付資料)

令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「9月19日以降における催物の開催制限等について」

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

(熊本県健康福祉部健康危機管理課)

中満・小堀

直通：096-333-2478 (内線 5933, 5934)